

特定非営利活動法人男女平等推進協会えちぜん

理事長 石井 由紀世 様

福井県地域戦略部県民活躍課長



市民への説明の要請について

貴法人は、令和4年12月27日付けで、特定非営利活動促進法（以下「NPO法」という。）第41条第1項に基づく報告徴収を受けることとなりました。ついては、『NPO法の運用方針』（平成15年3月25日内閣府作成）に基づき、下記により市民への説明を実施するとともに、実施状況及び説明内容等について、本県まで書面により報告するよう要請いたします。

市民への説明は、特定非営利活動法人自らが積極的に情報を公開することによって市民の信頼を得て、市民によって育てられるべきであるとのNPO法の趣旨に鑑みて実施するものです。貴法人は、20年にわたり市民とともに男女共同参画を推進してきており、当事案に係る事実関係および再発防止策について広く市民に対して説明し、改めて市民の信頼を得ることができるよう、積極的に情報を提供されることが望ましいと考えます。

この要請及び本県に提出された文書は、市民間の情報共有および所轄庁における手続きの透明性の確保の観点から、本県のホームページ上に掲載し公表いたします。なお、期限を過ぎて報告がなかった場合にもその旨を掲載し公表いたします。

記

1 説明要請の対象となる事案

NPO法第41条第1項に基づく報告徴収

2 説明していただきたい事項

- (1) 報告徴収において求められた報告事項について
- (2) (1) について所轄庁に対して行った報告の内容について

3 説明の実施方法

市民への説明は自主的に実施されるべきものであり、実施方法については、貴団体の検討に委ねられるものです。参考例としては下記のものがあり、説明内容を記載した文書の本県に対して送付し、本県のホームページに掲載することによって代替することもできます。

(例)

- ・ 貴団体の事務所における誰でも閲覧可能な状態での説明文書の備置き
- ・ 貴団体が運営するホームページ上における説明文書の掲載
- ・ 適切な人数を収容できる会場における説明会の実施（その際、実施の内容を予め周知しておくことが望ましいと考えられます。）

4 説明実施の期限

令和5年4月14日（金）まで

5 本県への書面報告期限

令和5年4月21日（金）まで（必着）

6 提出先・問合せ先

ふくい県民活動・ボランティアセンター

〒918-0858 福井県福井市手寄一丁目4番1号 AOSSA7階

TEL : 0776-29-2522 FAX : 0776-29-2523

【 参考法令 】

○ 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）（抄）

（報告及び検査）

第41条 所轄庁は、特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、当該特定非営利活動法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。